

平成27年8月12日

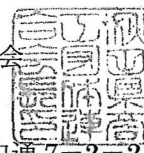
大仙市議会
議長 橋村 誠 様

秋田県商工団体連合会

会長 小玉正憲

〒010-0001 秋田市中通7-2-21

電話 0188-835-8026 FAX0188-834-6681



マイナンバー制度の平成28年1月実施の延期と
改正案の凍結を求める意見書の提出についての陳情

[陳情趣旨]

中小業者、住民のために貴職の日頃からのご尽力に心から敬意を表します。

政府は「社会保障・税番号制度」、通称「マイナンバー制度」を平成28年1月に運用開始の予定で準備を進めています。この制度は成立当初（平成25年）社会保障、税、災害対策の3分野に限定していました。ところが政府は運用開始を前に、適用範囲を予防接種や検診、預金通帳に拡大する法案を今国会に提出しています。さらに安倍首相は「将来は戸籍、パスポート、証券分野まで拡大する」と言い切っています。このマイナンバー制度は以下のような重大な問題を含んでいます。

第1は個人情報国によって監視、管理されるという問題です。政府は「行政の効率化」「利便性」をうたいますが、そのために個人情報が丸裸にされ、プライバシーが侵害される危険が増大し、憲法で保障されている基本的人権さえも侵される恐れがあります。

第2は情報漏えいのセキュリティが万全でないということです。制度の中軸といえる日本年金機構ですら、大量の個人情報が簡単に流出しているのです。税金、預金などひとたび流出すれば被害はこれまでと比較にならないほど甚大なものとなります。

第3はこのマイナンバーは、国のみならず地方自治体や企業、中小事業所にも管理することになります。ファイル管理や不正アクセス対策の費用も膨大なものとなり、大きな負担を強いることとなります。

第4に漏えいには最大で「4年以下の懲役、200万円以下の罰金」の刑事罰がついています。また被害にあった個人に対しては何の補償もありません。これは管理者と個人に新たな負担を強いることとなります。

このような問題をもつマイナンバー制度を急いで実施する必要はありません。今やるべきことは時間をかけてその問題点を慎重に検討するため、来年1月実施を延期すると同時に、今国会に提出されている改正案を凍結し、成立させないことです。

そのため、下記事項について国会及び関係行政庁に意見書を提出して下さるよう陳情いたします。

[陳情事項]

- 1.平成28年1月実施の「マイナンバー制度」の実施を延期すること。
- 1.今国会提出の「マイナンバー法改正案」を凍結し、成立させないこと。

